参考資料３

枚方市自殺対策ネットワーク会議について

１．設置

自殺対策基本法第13条第２項の規定に基づき定めた「枚方市いのち支える行動計画の推進に関すること」、「自殺対策に係る連携及び情報交換に関すること」を所管事項として、本市の自殺対策について、庁内外の各分野（医療、福祉、労働、教育、警察、消防、司法等）の関係機関で共通認識を持ち、本市における自殺対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に情報共有の場として設置（年２回開催）。

２．構成（アンダーラインは、「こどもの自殺対策に関する協議会」の想定構成機関）

⑴ 別に定める枚方市の機関（12機関中３機関）
⑵ 大阪府枚方警察署
⑶ 大阪府交野警察署
⑷ 枚方寝屋川消防組合
⑸ 地方独立行政法人大阪府立病院機構大阪精神医療センター
⑹ 関西医科大学附属病院
⑺ 一般社団法人枚方市医師会
⑻ 一般社団法人枚方市病院協会
⑼ 一般社団法人枚方市薬剤師会
⑽ 枚方市内高等学校等連絡会
⑾ 枚方市民生委員児童委員協議会
⑿ 枚方市地区人権擁護委員会
⒀ 社会福祉法人枚方市社会福祉協議会
⒁ 枚方公共職業安定所
⒂ 北大阪商工会議所

３．守秘義務

会議を構成する者及び構成していた者は、当該会議を通じて知り得た秘密を厳守することとします。また、会議の構成員でなくなったときも同様とします。

４．事務局

枚方市保健所保健医療課